

粗大ごみの申し込みは 余裕を持って専用電話へ

例年、季節の変わり目の9・10月は粗大ごみの申し込みが集中し、休み明けの平日などは専用受付電話が大変混み合います。日にちに余裕を持つておかけください。

あらかじめ粗大ごみの縦・横・高さを測ってから電話すること、ご連絡をお願ひします。

◆粗大ごみ専用受付電話
☎(839)2002

●問い合わせ 環境都市推進課
☎(888)5709

キコッ！と ひじりぼり



8月はオールあきた 水切り月間です

いつも以上に水分を含んだ生ごみが増えやすい8月。みんなで生ごみの水切りを徹底して、ごみ減量に取り組みましょう！

野菜やくだもののくずは、一晩置いて乾燥させると臭いが軽減するほか重さも軽くなります。

★☆☆☆☆
食べぎりアイデアカフェ

～夏の食材編～

夏野菜を使い切る方法などを、野菜ソムリエプロの鈴木まり子さ

んが実演。メニューは「うまみ凝縮！干し野菜の料理など3品。参加者は見学のみですが、できあがった料理をお持ち帰りできます。

日時▶8月30日(月)午後2時30分～3時30分 会場▶中央市民SC調理室(市役所3階) 定員(抽選)▶12人(初参加のかたを優先)

申し込み▶8月24日(火)午後5時まで、電話かEメールで氏名、電話番号をお知らせください。
Eメール ro-eyopp@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 環境都市推進課
☎(888)5708

情報公開・個人情報の ご相談は文書法制課へ

情報公開制度により、秋田市の公文書の開示を請求できます。また、個人情報保護制度では、市が持っている個人情報を取り扱うルールを定めていて、どなたでも自分の個人情報について開示や訂正、利用停止を請求できます。

なお、市役所1階の市民の座や市役所分館1階の資料閲覧コーナーでは、市政に関する資料などを自由にご覧いただけます。

◆開示を請求できるかた 情報公開

- ①市内に住所があるかた
- ②市内に事務所がある個人や法

人、団体

- ③市内に通勤、通学しているかた
- ④市が行う事務事業に利害関係があるかた

その情報の本人。運転免許証など、本人確認ができる書類をお持ちください

◆対象機関(情報公開・個人情報)

市長(※)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会、秋田公立美術大学、市立秋田総合病院

※市長事務部局▶総務部、企画財政部、観光文化スポーツ部、市民生活部、福祉保健部、保健所、子ども未来部、環境部、産業振興部など。

◆対象となる公文書

職員(法人役員も含む)が仕事で作成・取得した文書や図画、写真、フィルム、電磁的記録などで、組織的に用いるために管理しているもの

【令和2年度の開示状況】

公文書▶開示請求194件

請求に対する処理の内訳は、開示93件、部分開示91件、不存在10件。不開示・存否応答拒否・却下・取り下げは0件。おもな内容は、業務委託契約などに関する落札金額や予定価格が分かる文書など。

個人情報▶開示請求27件

請求に対する処理の内訳は、開示22件、部分開示5件、不存在1件。不開示・存否応答拒否・却下・取り下げは0件。おもな内容は、自分の要介護認定関係資料や住民票などの発行履歴など。

*1件の請求に対し、2つの決定をした案件があったため、請求と処理の件数は一致しません。

●問い合わせ

文書法制課☎(888)5427

学校サポーターを 募集します



旭川・金足西・河辺雄和のいずれかの小学校で、校内の環境整備や授業準備の補助、換気や消毒作業、検温など、教員免許を必要としない業務を行う職員(会計年度任用職員)を募集します。定員は4人。書類審査と面接により選考します。

勤務日時▶9月(採用日)から3月22日(火)まで(長期休業中を除く)、週12時間で3日以内

報酬▶時給891円～919円

申し込み▶履歴書と市ホームページから申込書をダウンロードして、8月31日(火)までに学校教育課教職員室へ提出してください(郵送可)

◆広報ID番号 1029290

●問い合わせ 学校教育課教職員室☎(888)5809





カラフルトーク②

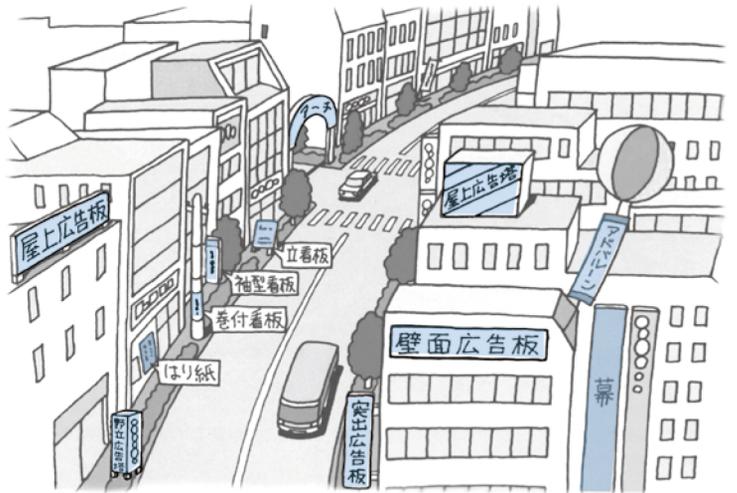
SOGI(ソギ・ソジとは)

「SOGI(ソギ・ソジ)」とは、性的指向(sexual orientation)と性自認(gender identity)の頭文字からとった、同性愛の人なども含め「すべての人が持っている属性」のことです。

「ホモ」「レズ」などの差別的呼称やその言動・嘲笑、本人が望まない形での暴露(アウティング)など、性的指向や性自認に関連するハラスメントは「SOGIハラ」と呼ばれ、昨年6月に施行された「パワハラ防止法」により、その防止策を講じることが企業に義務づけられました(中小企業は来年4月からの施行)。

生活総務課 女性活躍推進担当

☎(888)5650



9月1日(水)～10日(金) 屋外広告物適正化旬間

屋外広告物適正化旬間中、違反広告物の是正や安全管理の徹底を図るため、職員によるパトロールを実施します。

また、同期間中、市役所1階の市民ホールで、ポスターの展示やパンフレットの配布も行います。ぜひお立ち寄りください。

屋外広告物：屋外広告物法で、「常時または一定の期間、屋外で、公衆に対して表示されるもの」と定義されていて、一般的には建築物の屋上や壁面、地面に建てられている看板の総称です。その種類は上のイラストを参照してください。

◆屋外広告物を設置する場合は許可が必要です

市では、街の美観を維持し、市民に対する危害を防止するため、「秋田市屋外広告物条例」に基づいて、屋外広告物(看板など)の設置に関する規制、誘導を行っています。

市内で広告物を設置する際は、原則として市長の許可が必要です。広告を設置していて許可を受けていないかた、これから設置する予定のかたは都市計画課へご連絡ください。

許可制度の内容や申請の流れなど詳しくは、市ホームページに掲載しています。

◆広報ID番号 1007492

◆安全点検は義務化されています

台風や地震などの自然災害や経年劣化により、屋外広告物に亀裂や損傷が生じる場合があります。そのまま放置すると、通行人などに危害を与えるなど重大な事故の原因となり、屋外広告物の所有者や管理者は賠償を求められたり、社会的な信用を損なう恐れがあります。

定期的な安全点検と災害時の安全確認をお願いします。

●問い合わせ

都市計画課 ☎(888)5764

学校統合の地域協議を行っています

地域代表やPTA代表などによる、学校適正配置に関する地域協議を各地域で実施しています。



この協議の第2段階である学校統合検討委員会と、第3段階である学校統合準備委員会を次のおり開催しますので、傍聴希望のかたは直接会場へお越しください。

時間は午後6時30分～7時30分。受け付けは先着順です。定員を超えた場合は、入場を制限する場合があります。

◆上新城小、飯島南小の第5回学校統合準備委員会：8月24日

(火)、飯島南地区コミセンで

◆土崎小、土崎南小の第5回学校統合検討委員会：●

延期になりました
●問い合わせ 学校適正配置推進室 ☎(888)5812

*掲載した催しなどは、新型コロナウイルスの影響により中止・変更になる場合がありますので、実施の有無は、主催者にご確認ください。また、会場ではマスクの着用などをお願いします。